

報告第4号

専決処分の報告について

道路の^{かし}瑕疵等により発生した事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年8月26日提出

富津市長 高 橋 恭 市

報告理由

道路の瑕疵等により発生した事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

専決第 7 号

専決処分書

道路の^{かし}瑕疵等により発生した事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

- 1 事故発生日時 令和2年5月24日 午後3時頃
- 2 事故発生場所 富津市内
- 3 和解の相手方 個人
- 4 事故の概要 上記日時場所において、当該道路の路面損傷箇所を相手方車両が走行し、当該車両の一部が破損した。
- 5 損害賠償額及び和解の内容 市は相手方に対し、5,551円を支払う。
市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。

令和2年6月16日

富津市長 高 橋 恭 市